



Title	日本宗教放送協会が実施した世論調査「靖国神社問題と世論の動向」について
Author(s)	藤沢, 秀雄
Citation	長崎大学教養部紀要. 人文科学. 1977, 17, p.51-58
Issue Date	1977
URL	http://hdl.handle.net/10069/9660
Right	

This document is downloaded at: 2018-12-05T08:54:57Z

日本宗教放送協会が実施した世論調査 「靖国神社問題と世論の動向」について

藤 沢 秀 雄

On the Survey of Public Opinion Conducted by the Japan Religious Broadcasting Corporation for the Problem of the Yasukuni Shrine

HIDEO FUJISAWA

社団法人日本宗教放送協会は、昨年4月、戦没者慰霊のあり方等について世論調査を実施し、その結果を発表した^{1・2}。

戦没者と国および国民とのかかわり方は、たんに宗教界のみならず、広く各界において関心を抱かざるを得ない重大な問題であり、戦後30年目にして初めて実施された靖国問題に関する全国的な世論調査について、この調査が実施されるまでの政治的・社会的背景をかえりみつつ、この調査の問題点を指摘し、今後の靖国論争への一資料に供したい。

I 調査の仕方について

この調査は、日本宗教放送協会が（株）電通リサーチに委託し、全国から層化副次無作為抽出によって選出された成人男女1万人を対象に社団法人新情報センターの調査員が4月21日から30日までに面接し回答を求めたものである。

この調査が行われた理由について、調査依頼主の日本宗教放送協会は、「靖国問題は戦後の日本に託された国民的課題であるが、この問題をめぐる論議が白熱するにしたがい、戦没者に対する国としての、また国民としてのあり方を問うという問題の原点が忘れさられ、憂慮に耐えない。わが協会は戦没者慰霊がなおざりにされているのを黙視できなかったので国民一般の率直な声を聞き、問題の本質に立ち還って考えて貫うため、全国的な世論調査を初めて試みた。（要約）」と述べ、この調査結果が靖国論争の基本的な資料として使われることを強く要望している²。

この調査は8つの質問事項からなり、回答者8,152人の回答結果は次の通りである。

問1 「国のために戦争などでなくなった方々にたいして、国として追悼行事をすることは当然

だ」という意見がありますが、あなたはどう思いますか。そうした方がよいと思いませんか、そうは思いませんか。

そうした方がよい	79%
そんなことは必要でない	7%
わからない	14%

問2 国のために戦争などでなくなった方々は、靖国神社にまつられていますか、あなたはこのことをどう思いますか。それでよいと思いませんか、それとも抵抗を感じますか。

靖国神社にまつってよい	82%
抵抗を感じる	6%
わからない	12%

問3 靖国神社は、戦前は国の手でまもられていましたが、戦後は国の手から離れて、一般のお寺や教会と同じようになりました。あなたはこのことをご存知ですか。

知っている	39%
知らない	61%

問4 「国のために戦争などでなくなった方々にたいして、追悼の式典を靖国神社で行うべきだ」という意見がありますが、あなたはこの意見についてどう思いますか。

靖国神社で行うべきだ	57%
靖国神社で行うべきではない	5%
どこで行ってもよい	26%
わからない	12%

問5 天皇が公式に、靖国神社に参拝なさることについて、あなたはどう思いますか。問題はないと思いませんか、そうは思いませんか。

問題はない	80%
問題がある	7%
わからない	13%

問6 「靖国神社だけは、お寺や教会や他の神社とは別に、国が特別にお世話すべきである」という意見がありますが、あなたはこの意見についてどう思いますか。

賛成する	64%
賛成しない	14%
わからない	22%

問7 「国のために、戦争などでなくなった方々にたいして、国民の誰もが、宗派にかかわらずみたまをなぐさめることができるようにすべきだ」という意見がありますが、あなたはこの意見に賛成しますか、賛成しませんか。

賛成する	84%
------	-----

賛成しない 4%

わからない 12%

問8 ところであなたは、わが国の憲法に政教分離の原則があることをご存知ですか。

知っている 44%

知らない 56%

以上が調査結果の概要であるが、日本宗教放送協会の報告によれば、この調査は面接によって回答を求めたが、回答者には調査表を見せていないという。もちろん、調査の依頼主や調査の目的も明らかにしていない。

また、設問の1, 2, 4-7では、否定的意見についてはその理由を尋ねているのに、肯定的意見についてはその理由を問うていない。

すでに、安齋伸^{3・4}、高木宏夫^{5・6}、森岡清美^{7・8}の各教授が、それぞれ学術的立場から、この調査について批判的な意見を述べているが、国家と国民生活の将来に深いかかわりをもつ靖国問題の世論調査を、このように一方的な方法によって実施していることは極めて遺憾である。また、新宗教団体連合会などの宗教団体の連絡会議から抗議がなされているように^{9・10}、質問項目の作成や提示の仕方から、調査の意図について疑惑がもたれているのも至極当然と云える。

II 調査が実施されるまでの経緯

1968年、徳川幕府を倒して新政権を樹立した明治新政府は、祭政一致を政治の根本理念とし、「富国強兵殖産興業」の旗じるしを掲げて、武力による海外への進出を強力に押し進めた。このような政治体制の下で、靖国神社は日本軍国主義の精神的支柱として手厚く保護されてきたが、敗戦によって大日本帝国陸海軍は解体され、その管理下にあった靖国神社は単立の宗教法人として独立した。

しかし、日本が占領軍から解放され、軍人恩給を復活し、自衛隊を設置してからは、財団法人日本遺族会を中心として靖国神社の国家護持を要求する運動が強まり、1969年以降、毎年自民党の議員によって靖国神社法案が国会に上程され、ついに1974年第72国会において衆議院はこの法案を可決した。この間、野党各党はもとより、数多くの宗教団体、各種の団体から反対の意思が表明され¹¹⁻¹⁶、法案の成立を阻止する運動が広く展開されてきた。一方、靖国神社自身は、法案の成立と同時に神社を国へ返還する意思のあることを表明し、法案の内容についての要望を自民党に申し入れている^{12・17}。また、全国各地の神社のほとんどすべてを包括する宗教団体である神社本庁は靖国神社の国家護持を強く要望している^{12・18}。

こうした複雑な政治情勢の下で法案の取り扱いに苦慮した自民党は、この法案に替えて「国に殉じたものの表敬法」の立案に着手し、昨年3月に藤尾正行衆議院内閣委員長の提示した私案をもとに検討を始めている¹⁶。そして、このことと日本宗教放送協会の世論調査とは無関係ではな

い⁹・10。

なお、日本宗教放送協会は1974年に各宗派に対して靖国神社法案に関する公開質問状を発送して、各宗派から回答を得ており¹⁸、靖国問題の世論調査を実施するに際しての問題点は十分認識しているはずである。

Ⅲ 質問項目の問題点

1. 日本国憲法の政教分離の原則

維新後、明治新政府は旧来の神仏習合を禁じて神社を寺院の支配から分離し、国の宗祀として他の宗教より一段高い地位に格付けて神社への経済的援助を公然と行い、神社を国家の手によって直接支配するとともに、一般の宗教に対しては、天皇の神聖を侵す異端の宗教を邪教として禁止することによって間接的な支配を行った。皇道大本、天理本道、創価教育学会、日本灯台社、ホーリネス教会、第7日基督再臨団などキリスト教の宗派や新興の宗教が徹底的な弾圧を受けただけでなく¹⁹⁻²³、真宗、日蓮宗、天理教なども教義の改訂を強制され²³、すべての国民が神社参拝や宮城遙拝を余儀なくされた。

そして、学校教育の場においては、教育勅語の奉読や天皇・皇后の写真への拝礼が強要され、忠君愛国の精神をかん養するための教材が採用され、儀式が挙行されて、国家神道の崇敬者が育成された。

戦後、国の神社への援助が禁止され、信教の自由が認められたとはいえ、2世代以上にわたって「神社は国の宗祀にして宗教にあらず」との宗教政策にならされてきた国民にとって、神社以外の一般宗教への帰依や信仰を深めるということは容易ではない。このような現象は、徳川時代に弾圧や迫害を受けて永い間潜伏してきたキリシタンの子孫の中に解禁後百年を経てもカトリックへの復帰を拒んでいる人々が少なくないという事実からも十分理解できる。

一方また、国家の支援を受けて成立した国家神道が、敗戦によって国家の援助を断たれたことは、その熱烈な信奉者たちにとっては宗教活動を抑圧されたも同然で、ここに政教分離の原則をめぐっての争いが生じてくる。信教の自由を保障すること、それ自体が国民の一部にとっては宗教抑圧に該当するという極めて厄介な問題を象徴的に代表しているのが靖国問題であり、この問題の解決は戦後の日本における重要な国民的課題である。

現在裁判で争われている津地鎮祭違憲訴訟や殉職自衛官合祀拒否訴訟なども政教分離の原則に関連した問題であり、天皇の神社参拝や幣懸料の下賜なども、これに関連している。

政教分離の原則を保持し、信教の自由を永遠に守りとおすためには、この原則を打ち破り再び神社を国家の宗祀として担ぎ上げようと目論んでいるものの実態を正確に把握することが大切である。

2. 靖国神社についての知識

戦前の国定修身教科書は、30年以上にわたって靖国神社の所在地、合祀者、天皇との関係などについて4年次の児童にわかりやすく説明しているが、神社の管理者については何もふれていない²⁴。

靖国神社は、1969年、東京九段に東京招魂社として創建され、10年後に別格官幣社に列格されて靖国神社と改称したが、創立以来敗戦に至るまで一貫して軍部によって管理され、他の神社と管理の主体を異にした極めて特異な神社である。このため、連合国は靖国神社を日本軍国主義の精神的温床として注目し、日本国政府が神社非宗教論の思想制度のもとで創立したものであるから、閉鎖しても国際法に反せぬとの考えをもっていた。しかし、靖国神社は最終的には存続を認められ、単立の宗教法人として独立したが、この間の事情は国民一般にはあまり知られていない。

戦後、修身教科書は廃止されたので、靖国神社についての認識は回答者の住所や年齢によって大きく異なり、若い年齢層では、存在そのものを知らないものも可成りいるであろう。

3. 靖国神社の合祀者

創立以来、現在までに合祀された靖国神社の祭神は250万柱といわれているが、このうち、215万柱は戦後に合祀されたものである。しかし、修身教材「靖国神社」が「靖国神社には、君のため国のためにつくしてなくなった、たくさんの忠義な人々が、おまつりしてあります。」と述べているように、靖国神社は創業以来、この趣旨に沿って軍人の戦死者を合祀の根本基準とし、軍人の戦死者およびこれに準ずる該当者のみを祭神として合祀しているにすぎない。

大東亜戦争関係の戦没者合祀は、ほぼ完了しており、昨年始めて警防団員や長崎医大学生の戦傷病死者が合祀されたのは、1974年5月に「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が一部改正されて旧防空法の規定による防空活動に従事した者も「準軍属」として処遇されることになったからである²⁵。このように、戦後においても靖国神社に合祀される祭神の該当者は、公務活動に従事して戦没したものと見做し得る場合に限られている。

しかるに、調査表では「国のために戦争などでなくなった方々」という極めてあいまいな表現を4回も使用して、一般民間人の戦争犠牲者をもすべて含めているかのような印象を与えている。

4. 天皇の神社参拝

靖国神社への天皇参拝は1874年1月の例大祭を初めとし、次いで1875年2月の臨時大祭参拝以後、新祭神を合祀する臨時大祭への天皇参拝が頻繁に行われるようになった。明治天皇は前後7回靖国神社に参拝したが、明治天皇の同一神社への参拝回数は靖国神社が最高であり、靖国神社と天皇の結びつきの深さをよくあらわしている。

現天皇も、蘆溝橋事件以後、戦没者の数が増大してからは、春秋2回の臨時大祭には毎回参拝

している。そして、戦後においても、新憲法公布後すでに6度の参拝を行っている。

天皇の靖国神社参拝については、児玉誉士夫氏のように「陛下御自身が命令をして何百万という日本人が死んでいる。とすれば、陛下御自身が月に1回でもこの人々の靈魂を慰めるために靖国神社の社頭にお立ちなさい。自分自身が日を決めて、雨が降ろうと風が吹こうとおいでになったらいいでしょう。」という意見もある²⁶。しかし、今回の調査で問うていることは、自民党「表敬法案」の骨子に沿って設定されたものである。表敬法案は、靖国神社をこれまでどおり宗教法人のまま置いて、天皇、衆参両院議長、自衛隊等の公式参拝を法文化しようとするものである。これに対して、遺族会の一部では、天皇の公式参拝ならば、すでに文部次官通達で認められていることで、せめて閣議で再確認すれば事足りるという意見もある。しかし、天皇が特定の神社と密接なつながりをもつことは好ましいことではなく、特定の神社への参拝を法文化しようすることは露骨な軍国主義復活の試みと云わねばならない。天皇の神社参拝は一個人の神社参拝とは本質的に異なることを忘れてはならない。

5. 戦没者の慰霊

神道辞典²⁷によれば、慰霊祭とは死者の靈を慰め、生前の業績を顕彰し、追慕することを目的とした祭のことで、死者の靈を祭るに二通りの主催者があり、(一)は遺族が主体となって式年に祭る場合で、これは慰霊の意ではあるが、霊祭又は祖霊祭と称し、(二)は友人・後輩・関係団体が主体となって祭るもので、この場合は慰霊祭と称するとある。

慰霊祭には、戦没者・殉職者・遭難者・物故職員慰霊祭、放生祭、針供養等があり、国鉄関係では現在でも殉職者慰霊祭を工事完成ごとに行っている。また戦友や地域団体等による戦没者の慰霊祭は最近ますます盛んになっている。

ところで、現在「慰霊」ということばは一般にかなり広く用いられ、時には死者への追悼、追憶、記念等の意味を含めて使われているが、正確に言えば浄土真宗をはじめとする仏教各宗にも、キリスト教にも、「慰霊」の観念は存在していない。人間の死後については、それぞれの宗教で、じつに多様な見方があり、キリスト教のように死者の靈魂は神のもとにあって、人間の側から働きかけることはできないとする教義の宗教もある²⁸。また無神論者にとっては、慰霊という行為じたいが生じない。浄土真宗の創始者親鸞は日本人本来の祖先崇拜を断固として否定し、生きとし生ける者すべてが私の父母兄弟であると主張した。だから親鸞精神にのっとれば、祖先供養も葬式も成立しない²⁹。

橋本巽師は、「今日の仏教不振の根本的理由は仏教が祖先崇拜を取り入れてしまった所にある。」と述べているが³⁰、明治政府の宗教政策は、仏教を不振にし、国家神道を普及させることにおいて、成功だったといえる。戦後、慰霊祭や神前結婚が広くおこなわれるようになったのは神道国教化政策のお蔭である。

6. 国の追悼行事

1963年8月15日、政府主催の全国戦没者追悼式が日比谷公会堂で開催されて以来、毎年8月15日に開催されることが恒例化した。昨年からは式場中央の標柱の文字が「全国戦没者追悼之標」から「全国戦没者之霊」に変更された。そして、このことと世論調査の結果とは決して無関係とはいえない。

死者の霊を慰めるという行為は、人間の死後ながく「霊」が存在し、しかも、生きている人間がそれを「慰める」ことができるという、特定の宗教観念を前提にしなければ成り立たないにもかかわらず、特定団体の要望を受け入れ、標柱の文字を変更したことは、国の追悼行事を質的に転換し、靖国神社法の実質化を目指す一つの現われといえる。

IV 今後の問題点

本年6月、停滞する「靖国神社国家護持運動」を側面から盛り上げる趣旨をもって、日本遺族会などの46団体が発起人となって、石田外人元最高裁長官を会長とする「英霊にこたえる会」が発足した。結成の趣意書のなかに、「靖国の英霊に対し、国の名において、最もふさはしい儀礼を尽すことは極めて当然のことであり、国民多数の真情に合致するところであります。」ということが述べられているが³¹、この主張は軍国主義復活を口にしてのことと全く同じである。憲法の番人たるべき最高裁判所の長官をつとめた人物が先頭にたつて、軍国主義復活の旗をふっているようでは、「政教分離の原則」の将来は決して安泰とは云えない。

靖国神社を、天皇と自衛隊とを直接結びつける媒体として利用しようとする「表敬法案」の法制化を決して許してはならないし、また、これを実質化させてもいけない。

戦後30年を経過し、全人口の半数を戦後生れが占めるようになったが、あと30年後には、戦時体験をもつものはすべて高令化し僅少となる。一人でも多くのものに靖国問題についての正しい認識をもたせることは容易なことではないが、これからの30年間の努力の如何が、政教分離の原則を保持できるか否かの分れ道となろう。

参 考 文 献

1. 神社新報 1975.6.9 靖国神社に関する世論調査
2. 日本宗教放送協会：本誌アンケート調査「靖国神社問題と世論の動向」 宗教評論 Vol. 3 № 6, 7 (通巻18号) 特集靖国神社問題 1975
3. 安斎 伸：質問事項と配列に問題 新宗教新聞 1975.5.10
4. 安斎 伸：客観性を装った作為 新宗教新聞 1975.6.10
5. 高木宏夫：政治予測で回答準備 新宗教新聞 1975.5.10

6. 高木宏夫：世論調査の結果をそのまま鵜呑みは危険だ 新宗教新聞 1975.6.25
7. 森岡清美：政治的な意図が明白 新宗教新聞 1975.5.10
8. 森岡清美：操作の跡歴然／ 新宗教新聞 1975.6.10
9. 新宗教新聞 1975.5.10 調査表の入手を公表
10. 新宗教新聞 1975.6.10 電通・電通リサーチへ抗議
11. 財団法人 新宗連：靖国神社問題に関する私たちの意見 新宗教新聞社 1968
12. 戸村政博編：靖国闘争 新教出版社 1970
13. 戸村政博編：日本人と靖国問題 新教出版社 1971
14. 戸村政博編：靖国問題と戦争責任 新教出版社 1973
15. 戸村政博編：日本のファシズムと靖国問題 新教出版社 1974
16. 靖国神社問題特別委員会編：曲りかどの靖国法案 日本基督教団出版局 1975
17. 神社新報 1974.4.15 靖国法必成をめざして全国代表会議
18. 日本宗教放送協会：靖国問題「各宗派に対する公開質問状」月刊宗教放送 特別合併号 Vol. 2 № 4,5 (通巻8,9号) 総特集靖国神社法案 1974
19. 出口栄二：大本教事件 三一書房 1970
20. 村上重良：ほんみち不敬事件 講談社 1974
21. 稲垣真美：兵役を拒否した日本人 岩波書店 1972
22. 米田豊・高山慶喜：昭和の宗教弾圧 いのちのことば社 1969
23. 村上重良：治安維持法による宗教弾圧 季刊現代史 1976 夏季 通巻7号
24. 尋常小学修身書 巻4
第2期(1911—1919) 第4 靖国神社
第3期(1920—1936) 第3 靖国神社
第4期(1937—1941) 第3 靖国神社
初等科修身 2
第5期(1942—1945) 3 靖国神社
25. 神社新報 1975.11.10 警防団員をはじめて合祀
26. 創 1974年8月号 児玉誉士夫・丸山邦男独占対談「天皇と政治」第1回
27. 梅田義彦・安津素彦：神道辞典 堀書店 1968
28. 村上重良：靖国神社法案の本質 文化評論 № 147 1973
29. 真継伸彦：法王と宗門大学 長崎新聞 1971.9.26
30. 西川重則：靖国法案の五年 すぐ書房 1974
31. 神社新報 1976.6.28 「英霊にこたえる会」が発足

(昭和51年9月30日受理)